

平成 30 年度
国家課題対応型研究開発推進事業
-原子力システム研究開発事業-

募集要項



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成 30 年 5 月

目 次

ページ

I.	公募の内容	
1.	目的	1
2.	応募対象者	2
3.	公募の対象	4
4.	研究期間及び研究経費	4
5.	採択予定件数	5
II.	実施方法	
1.	事業実施体制	6
2.	募集から契約までのスケジュール	7
3.	提案書類の受付等	8
4.	審査	9
5.	採択	11
6.	課題の管理と評価	12
III.	計画の策定と提案書類の作成	
1.	研究代表者・事務連絡担当者の指定	13
2.	提案書類の作成	13
3.	提案書類の記載内容	17
IV.	委託契約	
1.	委託契約の締結	33
2.	委託費の範囲及び積算等	33
3.	研究成果の取扱い	34
4.	取得資産の取扱い	34
V.	研究費の適正な執行について	
1.	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	36
2.	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	36
3.	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	37
4.	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	37
5.	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	37
6.	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	39
7.	不正使用及び不正受給に対する措置	40
8.	他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	41
9.	関係法令等に違反した場合の措置	41
10.	間接経費に係る領収書の保管に係る事項	41
11.	繰越について	42
12.	府省共通経費取扱区分表について	42
13.	費目間流用について	42
14.	年度末までの研究期間の確保について	42
15.	「国民との科学・技術対話」の推進について	42

1 6. 研究設備・機器の共用促進に係る事項	43
1 7. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について	44
1 8. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	44
1 9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	44
VI. Q & A	46
(別紙 1) エフォートの考え方	48
(別紙 2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れ	49
(別紙 3) 直接経費及び間接経費について	51
(別紙 4) 府省共通経費取扱区分表の取扱について	54
問合せ先	59

I. 公募の内容

1. 目的

(1) はじめに

「国家課題対応型研究開発推進事業」は、科学技術政策の遂行の観点から、国が直接実施する必要のある研究開発活動について、優れた提案を採択する競争的資金です。この中に「原子力システム研究開発事業」（以下、「本事業」という。）も位置付けられています。

(2) 趣旨

平成30年度においては、「安全基盤技術研究開発」及び「放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発」の2分野において課題を募集します。

1) 安全基盤技術研究開発

我が国の原子力のエネルギー利用においては安全確保を大前提に進められてきましたが、平成23年3月の東北太平洋沖地震に伴う津波による東京電力株式会社（現・東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。））福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国に存在する原子力システムの更なる安全性向上のための技術開発が必要とされています。

そこで、社会的要請を踏まえ、原子力システムの安全性向上に資する基盤技術（以下、「安全基盤技術」という。）の更なる強化・充実を目的とする研究開発を競争的な環境の下で推進します。

また、本研究開発を通じて、安全基盤技術の維持強化、更には継続的な若手研究者等の育成への寄与を期待します。

2) 放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発

我が国において現在までに原子力発電所等で使用してきた多数の使用済燃料が使用済燃料プール等で保管されており、これらは将来処理・処分することが必要となります。放射性廃棄物に係る種々の技術課題があります。このため、放射性廃棄物の減容及び有害度低減に資する研究開発についても競争的な環境の下で推進します。

また、本研究開発を通じて、放射性廃棄物減容・有害度低減技術の強化、更には継続的な若手研究者等の育成への寄与を期待します。

2. 応募対象者

(1) 応募対象者の要件

本事業に応募できるのは、自ら研究を実施する以下に示す国内の大学、研究開発機関、企業等に所属する職員とし、申請者は、申請する事業を取りまとめ運営管理を行う事業代表者（「III. 計画の策定と提案書類の作成」参照）及び研究代表者が所属する機関の代表者とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。また、研究代表者の所属する機関が予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること（※）、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び暴力団等に該当しない者であることを必要としますので、所属機関の経理担当部署等に確認の上ご応募ください。さらに、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。なお、本事業においては、課題の申請時には暴力団等に該当しない旨の誓約書の提出は要しませんが、応募課題が採択された場合、提出を求めています。

（※）未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人等の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の支援業務受託機関（公益財団法人原子力安全研究協会）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の登録後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の支援業務受託機関に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（別紙1）

3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(3) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況（様式7）について、事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

3. 公募の対象

(1) 安全基盤技術研究開発

本公募では、東電福島第一原子力発電所事故の知見や教訓を踏まえ、将来あるべき安全性を考慮した原子力システム（原子炉、再処理、燃料加工）の安全基盤技術の研究開発を対象とし、研究項目は以下に該当するものとします。

- ・革新的原子力システムの安全基盤技術に関する研究開発

安全基盤技術の例を以下に示します。

- ・原子力施設の安全対策強化に資するシステムの設計又は制御に係る研究開発
- ・材料技術等その他の基盤的な研究開発

(2) 放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発

本公募では、放射性廃棄物の処理・処分に資する減容及び有害度低減を目的とした研究開発を対象とします。

研究開発項目は以下の①、②のいずれかに該当するものとします。

- ①放射性廃棄物の減容及び有害度低減を目的とした原子炉システムに関する研究開発
- ②放射性廃棄物の減容及び有害度低減を目的とした燃料の製造・処理・回収に関する研究開発

放射性廃棄物減容・有害度低減技術の例を以下に示します。

- ・マイナーアクチニド（MA）の減容を目的とした原子炉のシステム設計・機器設計に係る研究開発
- ・原子炉等を用いたTRU燃焼に係る研究開発
- ・MA燃焼を目的としたMA分離回収技術・MA含有燃料の製造技術に係る研究開発
- ・MAに關係する核データの精度向上に係る研究開発
- ・長寿命放射性核種の低減に関する研究開発

4. 研究期間及び研究経費

(1) 安全基盤技術研究開発

1) タイプB

- ・研究期間： 4年以内
- ・研究に要する経費： 1課題当たり年間2,000万円以内（間接経費含む）

※初年度は1,650万円以内

(2) 放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発

1) タイプB

・研究期間：4年以内

・研究に要する経費：1課題当たり年間2,000万円以内（間接経費含む）

※初年度は1,650万円以内

(注) 研究に要する経費は、研究に係る直接経費と間接経費（直接経費の30%）で構成されます。

なお、間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」：

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>

における（別表1）「間接経費の主な使途の例示」を参考にしてください。

5. 採択予定件数

(1) 安全基盤技術研究開発

1) タイプB

2課題程度

(2) 放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発

1) タイプB

1課題程度

（いずれの分野においても採択課題の経費規模に応じて課題数を決定します。）

II. 実施方法

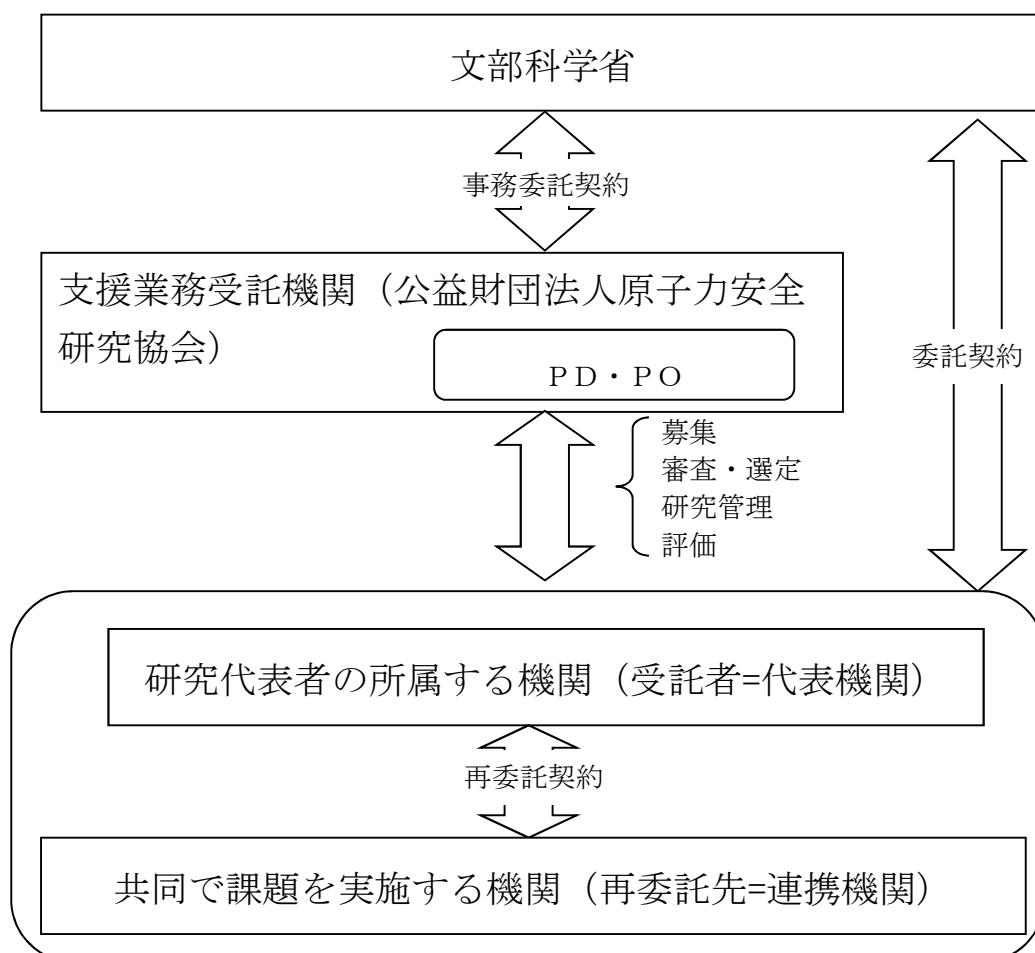
1. 事業実施体制

本事業においては、課題を実施するために必要な施設、人員、技術等を備えた研究代表者が所属する機関（以下「受託者」という。）と文部科学省が単年度ごとに委託契約を締結し、受託者が文部科学省に代わって研究を実施することになります。なお、委託契約の締結等に係る詳細は「IV. 委託契約」に示します。

本事業では、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくため、プログラムディレクター（以下「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を配置し、PD及びPOの下で課題の募集、審査・選定、研究管理、評価等を実施します。

採択された課題については、受託者と文部科学省との間において委託契約を締結します。受託者が課題を実施するにあたって、共同で課題を実施する機関（以下「再委託先」という。）に、課題の一部を再委託することができます。

文部科学省と受託者との委託契約に係る事務手続き等は公益財団法人原子力安全研究協会が行います。

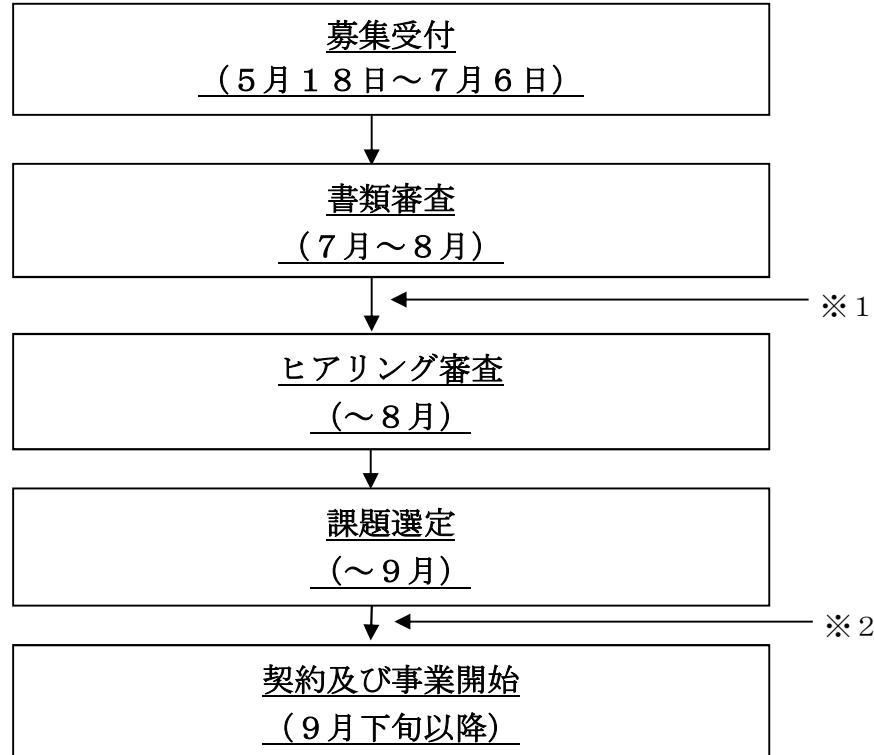


2. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。

○提案書類受付期間

平成30年5月18日（金）～平成30年7月6日（金） 17：00（厳守）



※1 ヒアリング審査対象課題の研究代表者にヒアリング審査の実施について連絡をします。

※2 研究代表者に採択の可否を通知します。

また、募集説明会を下記により開催します。下記メールアドレスに、開催日、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを御記入の上、お申し込みください。なお、本説明会へ出席しなくても応募は可能です。

参加申込みメールアドレス : e-mail : nsystem※nsra.or.jp

(※を@に代えてご利用ください)

日時	会場
5月24日（木） 14：00～15：00	大阪科学技術センター 7階701号室（定員30名） 大阪市西区靱本町1丁目8-4 http://www.ostec.or.jp/access.html
5月28日（月） 14：00～15：00	公益財団法人原子力安全研究協会 本館地下会議室（定員30名） 東京都港区新橋5丁目18-7 http://www.nsra.or.jp/nsra/annnai.html

なお、応募者多数の場合は、別途日程を調整させていただく場合があります。

3. 提案書類の受付等

課題の募集期間（提案書類受付期間）及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、e-Rad による方法とし、提案書類は提案書類受付期間内に登録してください。（「III. 2 提案書類の作成及び、別紙2. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れを参照）

最終的に研究代表者の所属する機関の承認までが必要であり、e-Rad 上で機関から提出している状態になっているかを必ず確認してください。また、締切り間際は e-Rad の負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にもって応募を完了してください。

この e-Rad を通じ、内閣府に論文・特許等の研究成果や会計実績を含めた各種の情報をお届けすることになります。また、これら情報の作成のため、採択された課題に係る各年度の研究成果・会計実績及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

（1）提案書類書式の入手方法

提案書類書式等、応募に必要な資料の入手について、下記の何れかのサイトからダウンロードしてください。

- ・文部科学省ホームページ：
【HP アドレス】http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm
- ・e-Rad ポータルサイト：
【HP アドレス】<http://www.e-rad.go.jp/>
- ・公益財団法人原子力安全研究協会（公募）ホームページ：
【HP アドレス】<http://www.nsystemkoubo.jp>

（2）提案書類受付期間

平成30年5月18日（金）～平成30年7月6日（金）17：00（厳守）

（3）秘密の保持

提案書類は、提案者の利益の維持、個人情報保護等の観点から、審査以外の目的には使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。

詳しくは総務省のホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html
を参照してください。

4. 審査

課題の採択に当たっては、外部有識者等による審査委員から構成される審査委員会において採択課題候補案を選定し、PD・PO会議の審議を経た上で、文部科学省が採択課題を決定します。

(1) 審査方法

審査委員会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。具体的には、応募された課題ごとに、様式不備の有無、対象とする研究分野及び事業の要件との合致性を確認するとともに、以下に定める審査基準に基づいて、審査委員会による書類審査及びヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査は、書類審査によって選考された課題のみ実施します。また、ヒアリング審査までに、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

提案された課題は、以下の評価基準に基づき総合的に審査を行い、審査委員会の各委員が各自評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とします。採択予定件数については、「I. 5. 採択予定件数」を参照してください。

[評価基準]

①②③④ :

- | | |
|-----------------------|---|
| 5点：審査基準の要求を十分に満たしている。 | } |
| 3点：審査基準の要求を概ね満たしている。 | |
| 1点：審査基準の要求を満たしていない。 | |

⑤ :

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=0.2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=0.4点
- ・認定段階3=0.6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）=0.1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生

労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=0.2点

- ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=0.3点
- ・プラチナくるみん認定=0.4点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定=0.4点

○上記に該当する認定等を有しない=0点

【安全基盤技術研究開発】

① 研究目標の妥当性

- ・対象とする革新的原子力システム及びその技術範囲が明確にされているか。また、研究目標が具体的かつ定量的に設定されているか。
- ・設定された研究目標は社会的あるいは技術的背景からみて妥当か。また、安全性の向上に資する工学的な見通しが得られているか。

② 革新性、独創性、新規性

- ・革新性や独創性に富んだ先端的研究であるか。
- ・国内外の状況からみて、新規性が十分であるか。

③ 研究効果、発展性

- ・研究成果が期待できるか、安全性の向上に大きく寄与する効果があるか。また、実用化に向けた発展性があるか。
- ・科学技術発展の観点から、他の技術分野への波及効果の高い研究であるか。
- ・研究目標が社会の持つ課題の解決に役立つことを見据えており、この研究期間でその課題に対して何ができるかということを把握できているか。

④ 研究計画の妥当性

- ・研究項目が過不足なく設定され、目標達成に向けてのロードマップが適切に示されているか。
- ・研究を実施するために必要な人材、研究体制(研究連携)、施設・設備等が確保されているか。

【放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発】

① 研究目標の妥当性

- ・研究目標が具体的かつ定量的に設定されているか。
- ・設定された研究目標は社会的あるいは技術的背景からみて妥当か。また、放射性廃棄物減容・有害度低減に資する工学的な見通しが得られているか。

② 革新性、独創性、新規性

- ・革新性や独創性に富んだ先端的研究であるか。
- ・国内外の状況からみて、新規性が十分であるか。

③ 研究効果、発展性

- ・研究成果が期待できるか、放射性廃棄物減容・有害度低減に大きく寄与する効果があるか。また、実用化に向けた発展性があるか。
- ・科学技術発展の観点から、他の技術分野への波及効果の高い研究であるか。
- ・研究目標が社会の持つ課題の解決に役立つことを見据えており、この研究期間でその課題に対して何ができるかということを把握できているか。

④ 研究計画の妥当性

- ・研究項目が過不足なく設定され、目標達成に向けてのロードマップが適切に示されているか。
- ・研究を実施するために必要な人材、研究体制（研究連携）、施設・設備等が確保されているか。

【安全基盤技術研究開発】【放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発】共通

⑤ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価

以下のいずれかの認定等があること。ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。複数の認定等に該当する場合は、最も認定段階が高い区分により加点を行うものとする。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。
- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

上記の基準の他に、将来の原子力技術を担う人材育成への貢献についても参考として考慮します。

5. 採択

（1）採択結果の通知

公益財団法人原子力安全研究協会から、研究代表者に対して審査結果（採択の可否）の通知書を送付します。なお、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けません。

また、採択に当たっては、課題の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

（2）採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、課題名、所属研究機関名、研究代表者名、課題概要、実施経費及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすること

が予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後、適宜、本事業のホームページにおいて公表します。

(3) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（旧称 Read&Researchmap <https://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

6. 課題の管理と評価

POが中心となって、課題の進捗状況を把握し、必要に応じ助言を行う等、適切な課題管理を実施します。さらに、課題の中間及び事後評価を実施します。

(1) 課題管理

全ての課題について、毎年度委託業務成果報告書等を提出して頂きます。POや外部有識者等による進捗状況の確認や研究実施場所等における研究状況の確認を行います。経理面の確認も随時研究実施場所等で行います。

また、成果について、報告会等での報告を求める場合もあります。

(2) 中間評価

研究期間が3年を超える課題については、2年度目終了後に中間評価を実施し、その結果を公表します。

(3) 事後評価

全ての課題は、研究期間終了後、事後評価を実施し、その結果を公表します。

(4) フォローアップ調査

実施期間終了後、本事業の有効性や成果を評価するために、採択された課題について、フォローアップ調査を行う場合もあります。

III. 計画の策定と提案書類の作成

1. 研究代表者・事務連絡担当者の指定

本事業に応募するにあたっては、研究代表者と事務連絡担当者を指定してください。応募書類、審査、採択等の連絡は全てこの2名を通じて行います。

(1) 研究代表者

本事業においては、一人の研究代表者が複数の課題の研究代表者となって、同時に研究を実施することはできません。ただし、研究代表者が他の課題における研究チーム内において研究の実施者となることは可能です。

(2) 事務連絡担当者

本事業に応募するにあたっては、公益財団法人原子力安全研究協会との事務連絡を速やかに行うことができ、また、常に研究代表者と連絡をとることができる研究代表者と同じ機関に所属する担当者（以下「事務連絡担当者」という。）を指定してください。なお、研究代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

2. 提案書類の作成

(1) e-Rad を利用した提案書類の作成・提出等

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題管理→実績報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

※e-Radは、平成30年2月28日（水）から、新システムに移行しました。

ユーザビリティの改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。

新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイトに掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ず御確認ください。

○e-Rad を利用した応募方法

応募はe-Radを通じて行っていただきます。応募の流れについては、「（別紙2）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れ」を参照してください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）より研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

2) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

①電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

②アップロードできる電子媒体は 1 ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは公益財団法人原子力安全研究協会の連絡先*へ問い合わせしてください。

*卷末に記載の問合せ先を参照してください

③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。

PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。

④研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。

⑤提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかつた場合は、公益財団法人原子力安全研究協会まで連絡してください。

3) その他

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、募集要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。応募書類のフォーマットは変更しないでください。応募書類の差し替えは固くお断りいたします。なお、応募書類の返却は致しません。

また、提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので下記の点にも注意して作成してください。

- ・提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び様式に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。
- ・提案書類は日本語で作成してください。
- ・提案書類の作成はカラーも可としますが、公平性の観点から審査はモノクロ印刷した書類で行いますので、ご了承願います。
- ・入力する文字のサイズは10.5ポイントを用いてください。
- ・数値は原則として半角で入力してください。（郵便番号、電話番号、金額、人数等）
- ・郵便番号は7桁で記入してください。
- ・用紙の大きさは、全て日本工業規格A4版とします。
- ・各様式の次数・枚数等の制限を守ってください。枚数制限が無い場合でも、カラー作成の場合でも利用する e-Rad においてアップロードができるファイルの容量に制限があることに注意してください。
- ・提案書類は、通しページ番号を中央下に必ず付けてください。
- ・文字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

○その他

1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

- ・ポータルサイト：

【HPアドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/>

2) e-Rad の操作方法に関する問合せ先

事業の概要に関する問い合わせは文部科学省研究開発局原子力課にて受け付けます。提案書類の作成・登録に関する手続き等に関する問い合わせは公益財団法人原子力安全研究協会にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業ホームページ及びポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。また、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。なお、各問合せ先は、巻末の問合せ先を参照ください。

3) e-Rad 利用可能時間

(月～日) 0：00～24：00 (24時間365日稼働)

ただし、上記の利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(2) 提案に当たっての注意事項

1) 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、提案しようとする研究代表者は、所属する研究機関（文部科学省と直接委託契約を締結する研究機関）の長及び事務連絡担当者の了承を取った上で提案書類を登録してください。

また、複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関の了承を取った上で登録してください。

2) 提案内容の調整

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、課題の実施に割り当てられる経費は、予算の成立（国会承認）を前提とし、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3) 対象外となる提案について

以下に示す課題の提案は本事業の対象外となりますので審査の対象になりません。

- i) 単に既成の設備備品の購入を主目的とする提案
- ii) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを意図している提案
- iii) その他、本事業の趣旨に沿わないことが明らかな提案

3. 提案書類の記載内容

次ページ以降の様式に必要事項を記載してください。

○提案書類書式の入手方法

提案書類書式等、応募に必要な資料の入手については、下記の何れかのサイトからダウンロードしてください。

・文部科学省ホームページ：

【HPアドレス】http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm

・ポータルサイト：

【HPアドレス】<http://www.e-rad.go.jp/>

・公益財団法人原子力安全研究協会（公募）ホームページ：

【HPアドレス】<http://www.nsystemkoubo.jp>

(様式 1)

「国家課題対応型研究開発推進事業」
原子力システム研究開発事業（ ）申請書

()内は「安全基盤技術研究開発」あるいは「放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発」を記入してください（タイプBも併記）。

課題名						
申請機関	機関名					
	代表者	役職名			氏名	
	所在地	〒				
研究代表者	ふりがな 氏名			役職名		
	所属部署名					
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail		
事務連絡担当者	勤務先住所					
	ふりがな 氏名					
	所属部署名					
再委託先機関研究責任者※	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail		
	ふりがな 氏名			役職名		
	所属部署名					
再委託先機関及び所要見込額(概算)※	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail		
	課題概要	課題の概要について明瞭かつ簡潔に記載してください。（400字程度）				
		機関名 (研究代表者及び再委託先の研究責任者名)	年度別所要見込額（単位：千円）※該当の年度のみ記入してください。			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計
再委託先機関	()					
再委託先機関	()					
再委託先機関	()					
	計					

※上記再委託先機関に係る欄は、再委託先機関がない場合は記載の必要はありません。

※再委託先機関が複数ある場合、適宜欄を追加してください。

提案課題全体の研究計画

1. 全体計画

以下の「1－1」～「1－4」について、「I. 3. 公募の対象」に記載されている事業内容や「II.

4. (2) 審査基準」の記載内容を踏まえ、以下の欄に具体的かつ定量的に記載してください。

(5ページ程度にまとめてください。)

【安全基盤技術研究開発の場合】

1－1 研究目標の妥当性

- ・ 対象とする革新的原子力システム及びその技術範囲を明確に記述してください。
- ・ 研究目標を具体的かつ定量的に記述してください。
- ・ 設定した研究目標に関連する社会的あるいは技術的背景を記述してください。また、安全性の向上に資する工学的な見通しについて記述してください。

1－2 革新性、独創性、新規性

- ・ 最近の研究動向を踏まえて、提案する課題が革新性、独創性、新規性に富む先端的研究であることを記述してください。

1－3 研究効果、発展性

- ・ 研究目標が達成された場合に安全性の向上に寄与する効果について記述してください。また、実用化に向けた発展性についても記述してください。
- ・ 他の技術分野への波及効果が期待できる場合には、その波及効果についても記述してください。

1－4 研究計画の妥当性

- ・ 後続の「2. 研究内容」、「3. 研究年次計画」及び「4. 実施体制」をまとめて研究全体が目標達成のために過不足なく立案されていることを記述してください。

【放射性廃棄物減容・有害度低減技術研究開発の場合】

1－1 研究目標の妥当性

- ・ 研究目標を具体的かつ定量的に記述してください。
- ・ 設定した研究目標に関連する社会的あるいは技術的背景を記述してください。また、放射性廃棄物減容・有害度低減の向上に資する工学的な見通しについて記述してください。

1－2 革新性、独創性、新規性

- ・ 最近の研究動向を踏まえて、提案する課題が革新性、独創性、新規性に富む先端的研究であることを記述してください。

1－3 研究効果、発展性

- ・ 研究目標が達成された場合に放射性廃棄物減容・有害度低減に寄与する効果について記述してください。また、実用化に向けた発展性についても記述してください。
- ・ 他の技術分野への波及効果が期待できる場合には、その波及効果についても記述してください。

1－4 研究計画の妥当性

- ・ 後続の「2. 研究内容」、「3. 研究年次計画」及び「4. 実施体制」をまとめて研究全体が目標達成のために過不足なく立案されていることを記述してください。

(様式 2 つづき)

2. 研究内容

研究目標とそれを達成するための研究方法について、研究項目毎に内容を記述してください。また、その項目を担当する機関を（　）内に記載してください。その際、実施項目間の関係がわかるよう記述してください。（1～2 ページ程度でまとめてください。）

研究項目（担当機関）	研究目標と方法
	[研究目標] [方法]
	[研究目標] [方法]
	[研究目標] [方法]

(様式 2つづき)

(単位：千円)

3. 研究年次計画（線表）

研究目標を達成するためのロードマップ（年次計画）を記述してください。
各時点での達成すべきマイルストーンが分かるようにしてください。

- (1) 研究項目ごとに記載してください。また、実施機関が分かるように記載してください。（線表の下に直接経費の見込額を記入してください。）
- (2) 下の表は4年計画を例示したものであり、研究期間に応じて適宜記載してください。
- (3) 間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。合計額が公募の研究経費内であることを確認して下さい。

研究項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	経費の総額
直接経費					
間接経費					
合計					

(様式 2 つづき)

【例】

(単位 : 千円)

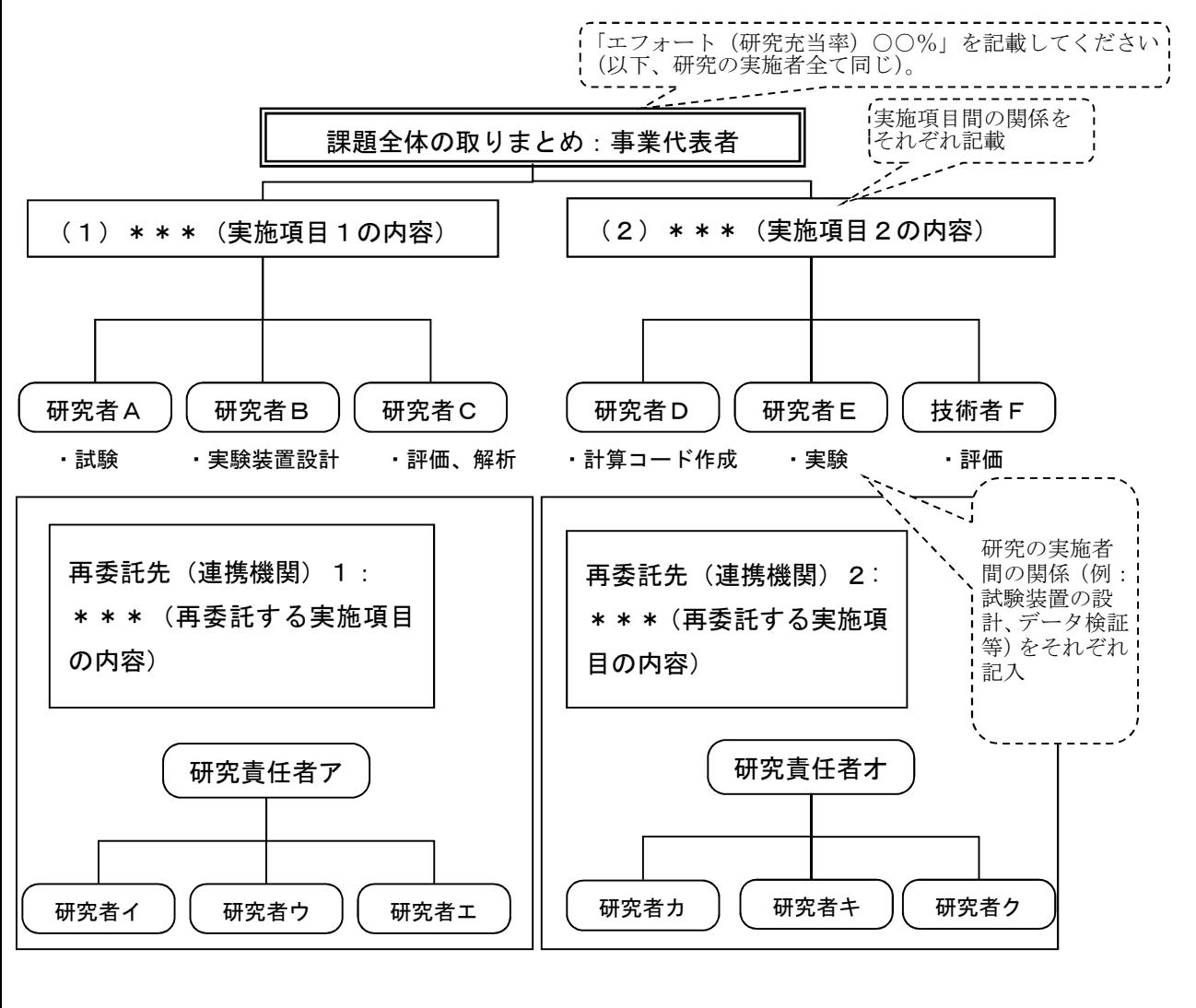
3. 研究年次計画 (線表)					
研究項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	経費の総額
(1) . . . に関する研究 (細目まで記載) ① . . . に関する試験	. . . の準備 (○○大学) 5,000	. . . の試験及び評価 (××研究所) 5,000		とりまとめ(△△機構) 10,000	25,000
② . . . に関する解析	10,000	10,000	10,000	5,000	35,000
(2) . . . に関する研究 (項目名) (項目名) (項目名)	10,000	20,000	20,000	5,000	50,000 30,000 5,000
(3) . . . に関する研究 (項目名) (項目名)	15,000	5,000	5,000	15,000	15,000 25,000
(4) 報告書作成等	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
直接経費	41,000	46,000	66,000	36,000	189,000
間接経費	12,300	13,800	19,800	10,800	56,700
合 計	53,300	59,800	85,800	46,800	245,700

(様式 2つづき)

- (1) 下の図はイメージであり、記載形式は自由です。課題を構成する研究項目、研究内容、研究チームを構成する各機関の実施分担及び全ての研究の実施者の担当内容、指揮命令系統が分かるように記載してください。
- (2) エフォート（研究充当率）について
総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育等を含めた実質的な全仕事時間指します。一人の研究の実施者が複数の研究項目に係わる場合は、その項目に係わるエフォートを記載するのではなく、この課題に係わる全エフォートを各研究項目に記載（全て同じ値）してください。

【例示】

4. 実施体制（体制図）



(様式3)

全体計画の内訳

- (1) 中項目等ごとの金額は千円単位（千円未満四捨五入）とし、原則として消費税込みで記載してください。ただし、人件費、謝金、外国からの購入等に係る、非課税・不課税取引の8%は中項目「消費税相当額」に計上してください。
- (2) 再委託先機関が存在する場合は、各欄の下段に経費を（　）書きで機関別に内数で記入してください。
※再委託先機関がない場合は上記の限りではありません。
- (3) 中項目「設備備品費」は、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は委託費で取得した機械装置等の改良に要する費用及び経費を計上してください。設備備品費で取得した物品は国へ所有権を移転することになります。
- (4) 国へ所有権を移転することが見込まれる試作品については、中項目「設備備品費」に計上してください。
- (5) 中項目「人件費」は業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費も含まれます。また、国の補助金等からの人件費支出との重複は認められません。
- (6) 中項目「外注費」は、試験片の加工や、計測等を外注する経費を計上できます。委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合も含みます。
- (7) 中項目「光熱水料」は、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メーターがある場合のみ計上してください。
- (8) 大項目「間接経費」は、本事業遂行に関連して間接的に必要となる経費（直接経費の30%）です。
- (9) 年度は、該当の欄のみ記入してください。

1. 年度別所要経費 (単位：千円)

大項目	中項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計
1. 物品費	設備備品費					
	消耗品費					
2. 人件費 ・謝金	人件費					
	謝金					
3. 旅費	旅費					
4. その他	外注費 (雑役務費)					
	印刷製本費					
	会議費					
	通信運搬費					
	光熱水料					
	その他 (諸経費)					
	消費税 相当額					
5. 間接経費 上記経費 の30%						
計						

(様式3)

- (1) 「研究項目・品名」は、「(様式2) 2. 研究内容」の研究項目毎に品名を整理して記入してください。

(2) 金額欄には既に保有している場合は「0円」と記入してください。リース・レンタルの場合は研究期間全体での総額を記入してください。

2. 研究に必要な施設及び設備備品・機器

(様式4)

機関別研究計画

- (1) 機関ごとに作成してください。
(2) 「2. 機関の代表研究者名」には、主委託先機関の場合は研究代表者、再委託先機関の場合は研究責任者の氏名を記入してください
(3) 「3. 課題名」に記載する「研究項目」は「(様式2) 2. 研究内容」の研究項目を記入してください。
(各機関3~5ページ程度にまとめてください)

1. 機 関 名		2. 機関の代表研究者	
3. 課題名 (再委託先機関は研究項目名)			

4. 年次計画

年度別に具体的に記載してください。

5. 平成30年度における業務の内容

業務項目別に具体的に記載してください。

6. 業務の実施場所、責任者及び分担実施者

業務項目	実施場所（機関名、所在地）	責任者（氏名、ふりがな、所属、役職、連絡先：Tel, Fax, E-mail）
業務項目	実施場所（機関名、所在地）	分担実施者（氏名、ふりがな、所属、役職、連絡先：Tel, Fax, E-mail）

7. テーマに関連してこれまで受けた研究費と成果等

(様式4のつづき)

8. 平成30年度の所要経費				
大項目	中項目	主な品名・仕様・数量等		金額(千円)
物品費	設備備品費			
	消耗品費			
		計		
人件費・謝金	人件費			
	謝金			
		計		
旅 費	旅 費			
		計		
その他	外注費 (雑役務費)			
	印刷製本費			
	会議費			
	通信運搬費			
	光熱水料			
	その他 (諸経費)			
	消費税相当額			
		計		
間接経費	上記経費の30%			
総額	合計			
9. 経理 担当者	ふりがな 氏名			所属・ 役職
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail
	所在地			

(様式 5)

研究代表者及び研究者の研究歴等

- (1) 「(様式 2) 4. 実施体制」に記載した研究者全員について記載してください。
(2) 各研究者の研究業績については(様式 6)に記載してください。
(3) 採択後採用するポストドクター等については記載する必要はありません。

ふりがな 研究者氏名 (所属機関名・ 所属部署・職位)	最終学歴 及び学位	専門分野	研究歴(受賞歴・表彰歴を含む)

(様式 6)

研究者調書

- (1) 「(様式 2) 4. 実施体制」に記載した研究者全員について記載してください。
- (2) 知的財産権に関しては、研究業績欄に、本申請に関連したもの 5 件以内を、本申請との関連性についても記載してください。
- (3) 「課題の区分」には、「(様式 2) 2. 研究内容」に記載した項目を記入してください。
(各研究者当たり 1 ページ以内にまとめてください)

所属機関・ 部署・役 職・機関コ ード番号			ふりがな 研究者氏名		
本事業のエ ffort率	%	e-Rad の研究者 番号 科研費研究者番 号 (8 衔)		生年月日 (西暦)	

研究業績

本欄には、研究代表者及び研究分担者がこれまでに発表した論文、著書、知的財産権、招待講演のうち、本研究に関する重要なものを researchmap 等からコピーする等の方法で記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。

- ① 例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）について記入してください。
- ② 以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えるても可。著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し以下を省略しても可。

本事業における他の課題の応募状況

課題の区分	課題名	申請区分 (代表機関／再委託先機関)

(様式 7)

他制度等による助成

- (1) 代表研究者及び研究分担者のうち、他制度（公的資金）による助成を受けているもの及び申請中のものがある場合には、以下のとおり必要事項を記載してください。再委託等で他機関を通じて助成を受けているもの、競争的資金以外の公的資金、申請中のものも含みます。
- (2) 該当がない場合には、「助成制度」の欄に「なし」と記入してください。
- (3) 不合理な重複などの判定に使われますので、本申請との違いは明記するようお願いします。

1. 実施中の研究テーマ

助成制度					
研究者氏名		当該研究者の役割			
研究テーマ					
研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 30 年度エフォート		%	
助成金合計 (見込み)	(本人／課題全体) 平成 30 年度	千円／	千円	期間全体	千円／ 千円
本申請との違い					
助成制度					
研究者氏名		当該研究者の役割			
研究テーマ					
研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 30 年度エフォート		%	
助成金合計 (見込み)	(本人／課題全体) 平成 30 年度	千円／	千円	期間全体	千円／ 千円
本申請との違い					

2. 申請中の研究テーマ

助成制度					
研究者氏名		当該研究者の役割			
研究テーマ					
研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 30 年度エフォート		%	
助成金合計 (見込み)	(本人／課題全体) 平成 30 年度	千円／	千円	期間全体	千円／ 千円
本申請との違い					
助成制度					
研究者氏名		当該研究者の役割			
研究テーマ					
研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 30 年度エフォート		%	
助成金合計 (見込み)	(本人／課題全体) 平成 30 年度	千円／	千円	期間全体	千円／ 千円
本申請との違い					

※上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択取消し又は減額配分することがあります。

(様式 8)

用語の説明書

本提案書類で記載している専門用語及び略語のうち、難解な専門用語等については、簡単な解説を記載してください。なお、用語の説明書はより的確な審査を目的としたものであり、提出を義務付けるものではありません。(記載形式は自由です)

提案書類チェックシート

提案書類について、欠落がないかチェックしてください。提出は不要です。

応募書類の提出先等については、公募要領の「III. 2. 提案書類の作成」を確認ください。

チェック欄	チェック項目		備考
<input type="checkbox"/>	様式 1	申請書	—
<input type="checkbox"/>	様式 2	提案課題全体の研究計画	1. 全体計画 5 ページ程度 2. 研究内容 1~2 ページ程度
<input type="checkbox"/>	様式 3	全体計画の内訳	—
<input type="checkbox"/>	様式 4	機関別研究計画	機関ごとに作成 3~5 ページ程度／1 機関
<input type="checkbox"/>	様式 5	研究代表者及び研究者の研究歴等	—
<input type="checkbox"/>	様式 6	研究者調書	研究者ごとに作成 1 ページ／1 研究者
<input type="checkbox"/>	様式 7	他制度等による助成	—
<input type="checkbox"/>	様式 8	用語の説明書	必要に応じて作成
<input type="checkbox"/>	審査基準⑤にある「ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し		—

IV. 委託契約

1. 委託契約の締結

(1) 契約条件等

採択された課題については、予算の成立を前提に、文部科学省と研究代表者の所属する機関（受託者）との間において、国の会計年度独立の原則に従い単年度ごとに委託契約を締結することになるとともに、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、平成29年12月改正）に基づいて契約を締結することになります。契約を締結するにあたっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても取消しどなることがあります。

また、研究進捗状況等に関するPOの評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

なお、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、採択されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

[契約締結に当たり必要となる書類]

審査の結果、採択された場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。採択後、改めて公益財団法人原子力安全研究協会から連絡しますので、速やかに提出できるように準備をお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るもの）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書等）
- ・銀行振込依頼書
- 他

(2) 再委託契約について

受託者が課題を実施するにあたって、共同で課題を実施する機関（再委託先）に本委託契約の一部を委託する場合は、その機関との間において、再委託契約を締結するとともに、再委託契約に基づき再委託先における研究の進捗状況及び研究に要する経費について管理してください。

2. 委託費の範囲及び積算等

(1) 委託費の範囲

文部科学省が負担する研究に要する経費の範囲は、国内の大学、研究機関、企業等が行う研究に係る直接経費及び間接経費とします。間接経費は直接経費の30%としま

す。詳細は（別紙3. 直接経費及び間接経費について）を参照してください。

（2）委託費の積算

研究に必要な経費を研究項目ごとに算出し、総額を計上してください。

その内容を提案書類の様式2、様式3及び様式4に記載してください。なお、様式4については、実施機関が分かるように記載してください。

（3）委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。

3. 研究成果の取扱い

（1）委託業務成果報告書の提出

受託者は、毎年度の研究成果をとりまとめた委託業務成果報告書を、紙媒体及び電子媒体（Windows版のコンパクトディスク（CD-R））で提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式をPDF形式とします。委託業務成果報告書は、文部科学省の図書館等で公開されるほか、成果については公益財団法人原子力安全研究協会が主催する成果報告会で発表を求めることがあります。

（2）知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

なお、研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ受託者と再委託先の間で取決めてください。

（3）成果の利用

事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは、受託者及び再委託先に所属する職員であり、国内外に係わらず請負先は利用できません。

4. 取得資産の取扱い

（1）所有権

委託費により取得した資産の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転していただきます。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品の無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行

ってください。

(2) 研究終了後の設備備品等の取扱い

研究終了後における設備備品等の資産の取扱いについては、別途文部科学省との協議となります。

(3) 放射性廃棄物等の処分

委託業務の実施により発生した放射性廃棄物等は、受託者の責任において処分してください。

V. 研究費の適正な執行について

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※¹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関（代表機関のみ）では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、採択決定後3週間以内に、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Radを利用して、チェックリストが提出されている必要があります。ただし、平成30年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省HPを御覧ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページを御覧ください。）

【HPアドレス】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的

な情報発信を行っていただくようお願ひいたします。

3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）※¹を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

4. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、研究代表機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成30年6月21日（木）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、e-Radを利用して、研究不正行為チェックリストが提出されている必要があります。ただし、平成30年4月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省HPを御覧ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページを御覧ください。)

【HPアドレス】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

5. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下の通り厳格に対応します。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

(1) 契約の解除等の措置

本事業の課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※ ¹ ）
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者 当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの 5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの 3～5年
	上記以外の著者	2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者	2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの 2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの 1～2年

※1 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(3) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(4) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

以下を参考に確認書等を作成すること。	

平成〇年〇月〇日	
文部科学大臣 殿	
(実施責任者が研究者でない場合) ○○大学長 (実施責任者が研究者の場合) ○○ ○○	
研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について	
本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。	

提案した課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したとする文書を提出することが必要です。

7. 不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（1）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）申請及び参加^{*1}の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{*2}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）の情報を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{*3} （委託費を返還した年度の翌年度から ^{*4} ）
	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(2) (1) 以外 ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また研究分担者等として新たに研究に参画すること、進行中の課題（継続課題）への研究代表者又は研究分担者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定

されなかつたものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者ことを指す。

※3 以下の場合は申請及び参加を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※4 委託費を返還した当該年度についても参加を制限する。

(3) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

【HPアドレス】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

8. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度*において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成30年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成29年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPを御覧ください。

【HPアドレス】

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin30_seido_ichiran.pdf

9. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、配分決定の取消し、全部又は一部の返還を求めることがあります。

10. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告が必要となります。

1 1. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

1 2. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙4の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

1 3. 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を直接経費総額の50%以内としています。

1 4. 年度末までの研究期間の確保について

年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応をすることとします。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として委託業務完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 委託業務実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 委託業務成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

1 5. 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上の研究成果の継続的配

信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考) 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考) 「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

16. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

【HPアドレス】

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

【HPアドレス】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成29年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

【HPアドレス】http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

【HPアドレス】<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

17. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源によるRA（リサーチ・アシスタント）雇用やTA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的にRA・TAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

18. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

19. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められま

す。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素織維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

VI. Q & A

公募の対象について

Q：対象となる研究開発項目が、革新的原子力システムの安全基盤技術となっていますが、革新的原子力システムの定義は何でしょうか？対象はいわゆる第4世代（GEN4）で、改良型軽水炉は対象外でしょうか？また、超臨界圧冷却炉は、対象となるでしょうか？

A：「革新的原子力システム」としては、「既設革新的原子力システム」と「将来革新的原子力システム」が対象となります。しかし、「軽水炉」は対象ではありません。これにより、改良型軽水炉そのもの（第3世代）も、次世代軽水炉（出力180万kW）も対象とはなりません。超臨界圧冷却炉等のGEN4は対象となります。

応募対象者について

Q：応募対象者は「自ら研究を実施する国内の大学、研究開発機関、企業等に所属する職員」とのことですが、この場合の「職員」にはどこまでの範囲の者が含まれるのでしょうか？

A：ここでいう「職員」とは、当該機関等と雇用関係にある（雇用契約が締結されている）者全てを意味します。雇用関係があれば、常勤・非常勤の別は問われず、ポストドクター等の身分の方々もこれに含まれます。

Q：海外の研究機関の再委託先又は請負としての参画は可能でしょうか？

A：海外の研究機関は、再委託先となることはできません。請負とすることはできますが、国外に係わらず、契約に際し請負先が成果の権利を主張しないように注意してください。

Q：学生（大学院生等）の研究実施者としての参画は可能でしょうか？

A：学生の業務への参加は、下記の要件（①～③）がすべて満たされる場合は「業務参加者」として参画できます。

- ①業務・事業に直接従事する「業務参加者」として求められる資質等を満たしていること。
- ②雇用契約等（委嘱を含む）が締結されているか又は労働条件通知書が交付されているとともに仕様欄等に相当する業務の内容や役割分担等が明記されていること。
- ③学生としての利益に相反しないように学内で定められている規定等に則っていること。

Q：原子力システム研究開発事業と英知を集結した原子力科学技術・人材育成推進事業の募集が同時期なので、両方に応募することは可能でしょうか？

A：それぞれの募集の趣旨にあった提案であれば両方に応募することは可能ですが、審査において実施体制やエフォート率などを確認させていただきます。着実に課題を遂行してもらいたいことから、できれば応募の段階でどちらかに絞っていただきたいと思います。また、「I.2.（2）不合理な重複・過度の集中に対する措置」に記載したとおり、不合理な重複や過度の集中に当たる場合には、採択の決定の取り消し等を行うことがあることにご留意ください。

委託費について

Q：「設備備品費」に、パソコンの購入費用を含めることは可能でしょうか？

A：本委託業務の研究に専有する計算機については購入可能ですが、研究室で共用できるような汎用性の高い機器等の購入費を直接経費に計上することはできません。

Q：本委託業務に伴う事務作業のため、新規の事務員を雇う経費を直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：本委託業務のためだけに雇用する場合であっても、管理部門に係る経費を直接経費に計上することはできません。

Q：学内・機関内の研究設備・装置の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：研究機関の規程等により研究機関内の研究設備・装置の使用時間当たり等の使用料が定められて課せられており、当該研究の実施のために直接使用する経費分として明確に切り分けることができ、かつ、当該設備・装置を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支出額の妥当性を説明できれば、計上ができますが、利益を含めることはできません。

Q : 一つの研究設備・装置を複数の研究で使用する場合の利用料は、直接経費に計上できるでしょうか？

A : 研究機関の使用料規程等により研究ごとの使用料を算出することができれば、当該研究の実施のために直接使用した研究設備・装置の使用料分について、計上することができます。

Q : 学内・機関内の施設の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A : 当該研究を実施するため専用に使用するスペースであり、研究機関の規程等により使用料が課せられている場合で、かつ、当該施設を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支出額の妥当性を説明できれば、計上することができます。

Q : 直接経費ではなく、間接経費で計上する光熱水費との違いは何ですか？

A : 事務スペース、共用スペースに係る光熱水費など、当該研究に直接使用しているとは言えないものは、間接経費で計上することになります。なお、当該研究に直接使用している光熱水料であっても、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合であり、かつ、原則個別メーターがあることが、直接経費に計上する条件となります。

Q : 研究の実施に直接使用され、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合であるが、専用のメーターが装備されていない場合は、光熱水料に計上できるでしょうか？また、研究設備等を複数の研究資金で使用している場合、光熱水料を直接経費に計上できるでしょうか？

A : 研究専用のメーターが装備されていない場合は、占有面積、使用時間等を勘案して算出根拠を明確にし、合理的に説明できれば、計上することができます。また、同一の研究設備等を複数の研究で使用している場合は、当該研究の実施のために要した占有面積、使用時間等により合理的に按分し、算出根拠が明確に説明できれば、計上することができます。

Q : 複数の研究資金と合算して使用することはできますか？

A : 旅費（他の事業の用務と合わせて1回の出張を行う場合。）及び消耗品（他の事業の用途と合わせて一括購入する場合。）について、本事業と他の事業との間で「区分経理」を明確にした上で合算使用できます。

Q : 学会等への参加のための参加費、旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A : 研究実施上、必要な学会等への参加に必要な旅費及び参加費を直接経費に計上することができます。

Q : 打合せのための旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A : 課題の実施に直接必要と認められる旅費については、直接経費に計上することができます。

取得資産の管理について

Q : 取得資産の所有権は委託者である文部科学省に移転するとありましたが、受託者（再委託先を含む。）が受託業務の完了後にこれを使用することは可能でしょうか？

A : 可能です。ただし、「文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第3条」に該当する機関（国立大学法人、独立行政法人、公益法人等）については、無償貸付が可能ですが、当該省令に該当しない機関（民間企業等）が継続して使用される場合は、有償貸付又は有償譲渡となります。

委託費の支払いについて

Q : 委託費は、いつ受託者に支払われるのでしょうか？

A : 本委託業務に係る委託費は、原則として額の確定を受けた後の精算払いとなります。ただし、受託者からの申請を受け委託者（文部科学省）が必要と認めた場合に限り、概算払いも可能です。

再委託契約について

Q : 一つの課題において締結できる再委託契約の件数に制限はあるのでしょうか？

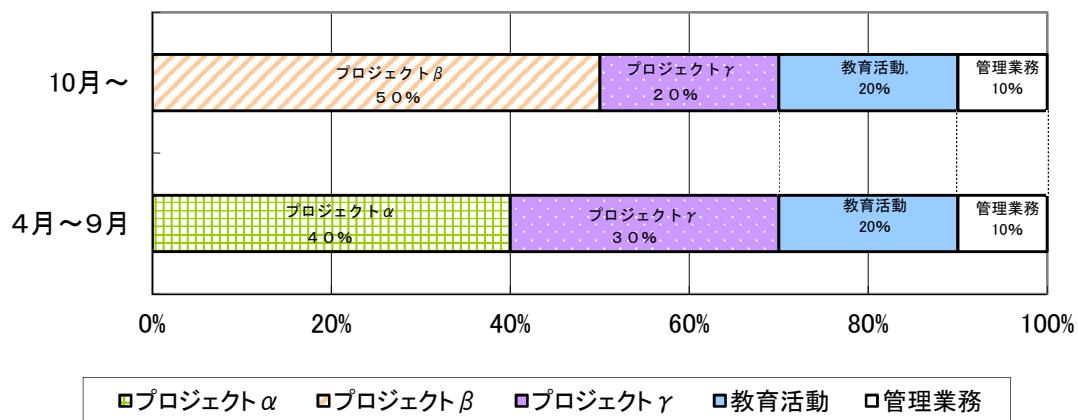
A : 再委託先の数に制限はありませんが、受託者は再委託先の管理を含む全ての責任を負うとともに、全ての事務手続きの窓口となることになりますので、それらを十分に考慮した上で再委託先の数を決める必要があります。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中にプロジェクト α が打ち切られ、プロジェクト β に採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクト γ を一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクト α が終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクト β が開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクト γ のエフォート値が30%から20%に変化することになります。

(別紙 2)

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れ

研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログインID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「I 1.7 ログイン」

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「II 4.3 部局情報管理」「II 4.4 事務分担者情報管理」「II 4.1(E)職情報の登録」「II 3 研究者情報管理」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、原子力システム研究開発事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル「I 1.7 ログイン」「II 1.1 公開中の公募一覧」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、①Web 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF）で添付する内容があります。詳しくはIII. 2 「提案書類の作成」をご覧ください。

参照マニュアル：研究者用マニュアル「II 1.1 公開中の公募一覧」

研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者が（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照マニュアル：研究機関事務分担者用マニュアル「II 1.5 未処理一覧」、
研究機関事務代表者用マニュアル「II 1.6 未処理一覧」

文部科学省にて応募情報を受理

※応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

直接経費及び間接経費について

直接経費

○ 物品費

研究開発に要する取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する経費（資産計上される設備備品）、研究開発に必要な試作品、及び消耗品の購入に要する経費が対象になります。

○ 人件費・謝金

研究開発に直接従事する実施者及び補助者（人材派遣を含む。）の人件費（ただし、運営費交付金、私学助成金及びその他国からの補助金・委託費の対象を除く。）並びに、研究開発の実施に必要な知識、技能、情報等の提供に対する協力者への謝金が対象になります。

○ 旅費

研究開発の実施者、補助者、協力者が研究開発の実施に必要な移動等に要する経費、並びに外国からの研究者等の招へいに伴う経費が対象になります。

○ その他

上記の各項目に含まれない、研究開発の実施に直接必要な外注費（雑役務費）、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、物品等の借損料、研究機関内の施設・設備の使用料、学会参加費、及び研究の実施に係る保険等に要する諸経費、並びに消費税相当額等が対象になります。

※ 光熱水料は、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量使用料の場合のみが対象となります。原則個別メーターがあることとし、その使用量により計上額を算出します。

(算出例)

	パターン	設備の例	算出方法の例
1	フロアの一 部を専有エ リアと して当該研 究を 実施して いる場 合		<p>【例1】 使用料=電力会社等の契約単価（円/kwh）×{（フ ロア全体の使用電力量÷フロア全体 面積）}×（当該研究を実施している専有 エリア面積）</p> <p>【例2】 使用料=フロアー全体の年間又は月毎の光熱水費 　×（当該研究を実施している専有エリア面 積÷フロアー全体面積）</p>
2	研究設備を共 同利 用して いる場 合	スパコン、 高圧電子顕微鏡 等	<p>使用料=（設備の定格電力量×電力会社等の契約 単価（円/kwh））×使用時間</p> <p>※研究設備の場合、メーカーが単位時間当たりの定 格電力量を明示している。</p>
3	フロアーの一部 又は全部を占 有した特別の区 画内に設置され ている設備	クリーンルーム 内にある設備	<p>使用料=（設備の定格電力量×電力会社等の契約単 価（円/kwh））×使用時間</p> <p>+</p> <p>（クリーンルーム全体の年間又は月毎の 光熱水費）×（クリーンルーム全体の中で 使用設備が占める面積割合（20%であ れば0.2））</p>

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費の対象としません。

- 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより
必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- 机、椅子、複写機等、研究開発機関で通常備えるべき物品を購入するための経費。
- 研究開発遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- その他、間接経費を使用することが適切な経費。

なお、公募により採択された業務計画期間中に取得する設備備品（試作品含む）は、
委託業務を実施する上で最低限必要な性能を有するものとし、その必要性及び経済性
を踏まえた妥当性について精査します（取得の理由、リース又はレンタルや役務など
他の方法との比較等）。

間接経費

研究開発の運営、成果の取りまとめ等、間接的に必要となる経費については、間接経費として計上できます。間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。

間接経費の執行は、機関の長の責任の下、間接経費の使用に関する機関としての方針等に則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保してください。

間接経費については、証拠書類を適切に保管し（毎年度の事業完了翌年度から5年間）、また、収支簿を作成する等してその収支を明らかにし、適正な管理・執行に努めてください。

間接経費の主な使途の例示

各受託機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。

○管理部門に係る経費

- ・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ・管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

○研究開発部門に係る経費

- ・共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究開発の実施者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- ・特許関連経費

- ・研究棟の整備、維持及び運営経費

- ・実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- ・研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- ・設備の整備、維持及び運営経費

- ・ネットワークの整備、維持及び運営経費

- ・大型計算機（スペコンを含む。）の整備、維持及び運営経費

- ・大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- ・図書館の整備、維持及び運営経費

- ・ほ場の整備、維持及び運営経費

等

○その他の関連する事業部門に係る経費

- ・研究成果展開事業に係る経費

- ・広報事業に係る経費

等

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能とします。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(別紙 4)

府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成 22 年 12 月 16 日

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通じて使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 21 年 3 月 27 日改定）で定められている「直接経費」の定義※を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の 3 種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の 4 項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるよう、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるので、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱を行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

府省共通経費取扱区分表（1）

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	物品費	<委託費> 配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用 ※資産計上するものの経費。 ※試作品（試作する装置に要する費用で配分機関側で資産計上する可能性があるもの） 施設及び構築物の新築又は改築等資産の増となる経費は不可
		<委託費> 配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	（研究用等）消耗品費
	人件費・謝金	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ボスドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、 *人件費の算定に当たっては、研究機関の給与規程等によるものとする。	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。 ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること 学生等に業務を行わせる場合は、雇用契約等（委嘱も含む）を締結すること。 業務・事業に直接従事するものに限る。
		業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 *謝金の算定に当たっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	諸謝金 知的財産権が発生しない単純労務（会議の準備、機材移動、データ入力、資料整理等）に限る。

府省共通経費取扱区分表（2）

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	旅費	<p>旅費に関する以下の経費</p> <p>①業務・事業を実施するに当たり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。</p> <p>②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）</p> <p>③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費）</p> <p>④研究者等が赴帰任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等</p> <p>*旅費の算定に当たっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。</p> <p>*旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。</p> <p>*「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。</p>	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費
		<p>外注に関する以下の経費</p> <p>業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等 <p>*「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く</p>	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	雑役務費
	その他	<p>印刷製本費</p> <p>業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等 	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	
		<p>業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く）等 	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	

府省共通経費取扱区分表（3）

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	通信運搬費	<p>業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等 	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	
	光熱水料	<p>業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	原則個別メータがあること。
	その他（諸経費）	<p>上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） <ul style="list-style-type: none"> ・広報費（ホームページ・ニュースレター等） ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカ一代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く） 等 	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	リースについて、最終的に所有権が配分機関に移転するリース契約は不可。 学会参加費について、ランチ代、パンケット代が不可分であり、旅費でそれに係る経費が支弁されている場合それを除く。 保険料について、法的に支払義務があるもの以外は除く。 振込手数料について、配分機関負担の振込手数料は不可
	(委託費のうち消費税相当額)	<p>「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の8%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費</p>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。

間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。		
------	---	--	--

再委託費・共同実施費	委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共に実施するための経費（間接経費相当分を含む）	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	
------------	--	-------------------------------	--

問合せ先

本公募に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

事業の概要に関する問合せ	文部科学省研究開発局原子力課	TEL : 03-6734-4543 FAX : 03-6734-4167
提案書類の作成・登録に関する手続き等に関する問合せ	公益財団法人原子力安全研究協会 研究支援部	TEL: 03-6810-0415 e-mail : nsystem@nsra.or.jp (※を@に代えてご利用ください) 担当者 : 小野 受付時間 10:00～17:00 (土、日、祝日を除く)
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	TEL:0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00～午後 6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く